

受講料
無料

令和6年度 大阪府 市民後見人養成講座

オリエンテーションを開催します

～あなたも始めてみませんか？ 市民後見人活動～

市民後見人とは？



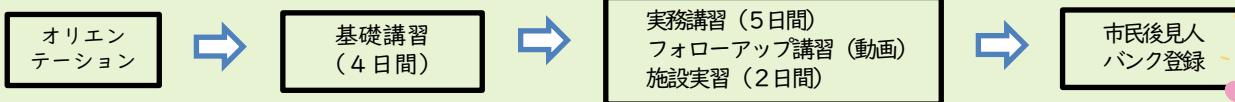
家庭裁判所から選任された市民が、成年後見制度の狙い手として活動を行います。市民後見人は所定の養成講座を受け、成年後見制度に関する一定の知識や技術・姿勢を身につけ、地域活動として報酬を前提としない後見活動に取り組んでいます。又、市民後見人の活動が円滑に行えるよう、社会福祉協議会や市町村行政、専門家(弁護士・司法書士・社会福祉士)がサポートします。

日時 令和6年6月8日(土) 14:00～16:10

場所 布施駅前市民プラザ多目的ホール ヴェルノール布施5階
(東大阪市長堂1丁目8番37号)

市民後見人養成の流れ

(令和6年9月開始～令和7年3月頃終了予定)



受講要件 ※次の①～⑤すべてに回答する方

- ①原則として「オリエンテーション」に参加し、講座の趣旨をご理解・ご賛同いただいた方
- ②令和7年3月31日現在の年齢が、25歳以上70歳未満の方
- ③次のいずれにも該当しない方
 - (1) 後見業務の養成研修を有する団体(専門職団体等)に所属している方
 - (2) 現に、親族以外の方の後見人として活動している方
- ④原則として、基礎講習のすべての日程(全4日間)に参加し、すべての科目を受講できる方
- ⑤成年後見制度や社会福祉活動に理解と熱意をもち、市民後見人として活動する意志のある方

お申込み・
お問合せ

八尾市社会福祉協議会 権利擁護センターほっとネット
電話：072-924-0957
FAX：072-924-0974
メール：kenriyogo@yaosyakyo.org

